

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年 愛知県条例第 3 号）（抄）

（指定希少野生動植物種）

第 3 5 条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物種の種を公示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5～6 略

（個体の所有者等の義務）

第 3 6 条 指定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。）の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

（土地の所有者等の義務）

第 4 2 条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

（生息地等保護区）

第 4 4 条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案を、当該公告の日から週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5～6 略

7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を公示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9～12 略

（管理地区）

第 4 5 条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2～3 略

4 管理地区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 十一 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- 十二 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- 十三 火入れ又はたき火を行うこと。
- 十四 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

5～10 略